

昭和村議会議員選挙

告示 11月24日(火) 投票日 11月29日(日)

任期満了に伴う昭和村議会議員選挙の投開票が行われます。
私たちのくらしにかかわる大切な選挙に投票へ行きましょう。
▶問合せ 昭和村選挙管理委員会(総務課内) ☎25-3451

立候補者説明会

11月10日(火) 午後1:30～

昭和村役場・302会議室

選挙に立候補されるか検討中の人は、立候補に伴う説明会を行いますのでご出席ください。

投票できる人

満18歳以上(平成20年11月20日以前に生まれた人)で、令和8年8月23日までに転入手続きをし、村内の住民基本台帳に登録のある人が投票できます。

投票所入場券をお忘れなく

圧着ハガキの入場券が郵送で届きます。入場券を必ず持って投票に行きましょう。入場券がない、または届かない場合は、村選挙管理委員会へお問合せください。なお、入場券が配付されていても村外に転出した人は投票できません。

投票所および投票時間

投票所	投票時間
第1投票所 昭和村地域活性化センター	午前7:00～午後6:00
第2投票所 入原住民センター	午前7:00～午後6:00
第3投票所 永井住民センター	午前7:00～午後5:00
第4投票所 赤城原区民館	午前7:00～午後5:00
第5投票所 昭和村保健センター	午前7:00～午後6:00
第6投票所 貝野瀬構造改善センター	午前7:00～午後6:00
第7投票所 大河原住民センター	午前7:00～午後5:00
第8投票所 生越住民センター	午前7:00～午後5:00

開票

11月29日(日) 午後7:00～

昭和村役場・302会議室

参観を希望される方は当日参観人名簿に記入することで、参観できます。

期日前投票

11月25日(水)～11月28日(土)

午前8:30～午後8:00

昭和村役場内・期日前投票所

投票日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票できない方は期日前投票をしましょう。

不在者投票

長期出張や入院などで投票所に行けない場合に、住所地以外の市区町村や指定された病院、老人福祉施設などで投票が行えます。

政治家の寄付は禁止 有権者が求めることも 禁止されています

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を実現するために寄付禁止のルールを守りましょう。